

平成 28 年霞台厚生施設組合議会

第 2 回 定 例 会 会 議 録

平成 28 年 10 月 31 日（月曜日）午後 2 時 20 分開会

平成 28 年 10 月 31 日 午後 2 時 20 分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の氏名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 8 号

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の氏名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 8 号

出席議員 16 名

1 番 櫻 井 茂 君	10 番 笹 目 雄 一 君
2 番 植 木 弘 子 君	11 番 加 固 豊 治 君
3 番 川 村 成 二 君	12 番 川 澄 敬 子 君
4 番 石 川 祐 一 君	13 番 山 本 進 君
5 番 小 松 豊 正 君	14 番 荒 川 一 秀 君
6 番 大 槻 良 明 君	15 番 矢 口 龍 人 君
7 番 岡 崎 勉 君	16 番 久 保 田 良 一 君
9 番 大 槻 勝 男 君	17 番 櫻 井 信 幸 君

欠席議員 1 名

8 番 鳥羽田創造 君

法第 121 条により出席した者

管理者 今 泉 文 彦 君
副管理者 島 田 穰 一 君
副管理者 坪 井 透 君
副管理者 小 林 宣 夫 君
会計管理者 加 藤 乃 利 明 君

事務局 長 飯 田 修 久 君
事務局 次 長 佐 藤 博 之 君
総 務 課 長 本 田 俊 行 君
業 務 課 長 比 氣 静 君
建設計画課長 織 田 俊 彦 君
建設計画課長補佐 栗 山 英 範 君

職務のため出席した者

係 長 坂 本 康 一 君
主 任 鈴 木 利 広 君

主 幹 竹 内 聡 史 君

平成28年10月31日（月曜日）

午後2時20分開会

- 議長（山本進君） ただ今の出席議員は、16名です。
定足数に達しておりますので、これより平成28年霞台厚生施設組合議会第2回定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布しました議事日程表のとおりでございます。

（日程第1・会期の決定）

- 議長（山本進君） 日程第1・会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日間といたします。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第2・会議録の署名議員指名）

- 議長（山本進君） 日程第2・会議録の署名議員を指名いたします。
霞台厚生施設組合議会会議規則第111条の規定により、
10番・笹目雄一君。
11番・加固豊治君。
の両名を指名いたします。

（日程第3・諸般の報告）

- 議長（山本進君） 日程第3・諸般の報告を行います。
地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、
管理者・今泉君。副管理者・島田君。副管理者・坪井君。副管理者・小林君。
会計管理者・加藤君。事務局長・飯田君。事務局次長・佐藤君。総務課長・本田君。
業務課長・比気君。建設計画課長・織田君。建設計画課長補佐・栗山君。
以上であります。

（日程第4・議案第8号）

- 議長（山本進君） 日程第4・議案第8号を議題といたします。
直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者・今泉君。
○管理者（今泉文彦君） 本日、ここに提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。
議案第8号・平成27年度・霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について。
本決算につきましては、過日監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をいただくべく本日提案いたしましたしだいでございます。
平成27年度歳入歳出決算の総額は、歳入総額6億7,883万7,741円、歳出総額6億3,802万1,904円で、差引き4,081万5,837円となっております。
なお、平成27年度決算の詳細につきましては、提出いたしました文書のとおりでございますのでよろしくお願い申し上げます。
以上が、提案いたしました議案の説明でございます。十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

- 議長（山本進君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、監査委員から平成 27 年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算について審査の経過並びに結果の報告を求めます。

監査委員 桜井信幸君

○監査委員（桜井信幸君） 監査委員の桜井と申します。

監査報告をこれからさせていただきます。

平成 27 年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書及び証書類、その他政令で定める書類について審査を実施したので、監査委員を代表してご報告申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 7 月 8 日、管理者から審査に付されました平成 27 年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について審査をいたしたしだいでございます。

審査に当っては、関係諸帳簿並びに証拠書類等によって照合を行うとともに、計数の正確性、支出の適法性、予算の執行状況等について関係職員の説明を求めながら総括的に執行しました。

その結果、審査に付された決算書類等はいずれも関係法令の規定に従い適正に調製されており、計数は正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要について申し上げます。

平成 27 年度本組合一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額 6 億 7,883 万 7,741 円（前年度比 8.0%増）、歳出総額 6 億 3,802 万 1,904 円（前年度比 7.5%増）となりました。

この結果、平成 27 年度の実質収支額は 4,081 万 5,837 円の黒字となり、前年度繰越金を除いた単年度収支額は、543 万 1,991 円の黒字となっております。

また、財政調整基金の預金利子 4 万 2,614 円を加えた実質単年度収支額は、547 万 4,605 円の黒字となっております。

平成 27 年度歳入歳出決算に関する審査の結果、予算の執行状況について決算書のとおり計数は正確に処理されている。

次に、会計事務の状況について申し上げます。

昨年度の決算審査において指摘したごみ処理手数料等のつり銭について、公金による支出が図られたほか、事務処理に改善が認められている。

各課事業については、環境センターのごみ搬入における事業系と生活系の区分又は処理区域について、適正に搬入されているか確認した。

現行において問題はない状況との判断だが、不定期に搬入ごみの検査を実施するなど、搬入者への注意を促す行為の必要性についても進言した。

また、政府が 2020 年をめどに、白熱灯や蛍光灯の製造を実質禁止する方針を固めたことを受け、これら大量の廃棄が予想される事態を想定し、然るべき対策が必要となることも提起した。

さらに、新たに始動した広域化整備事業については、処理施設の整備にあたって構成各市町がいかにごみの搬入量、特に生ごみ等の減量化に取り組み、建設コストに加え、稼働後の維持管理経費の削減を図り、いかに構成団体の財政負担を軽減していくのか、十分にご検討いただくよう提言した。

事務管理体制については、既存施設の維持管理にあたるプロパー職員が減員している状況に鑑み、事務事業の遂行に支障がないよう十分配慮されるようお願いする。

以上をもって、平成 27 年度霞台厚生施設組合決算審査の報告といたします。

（一般質問）

○議長（山本進君） 以上で報告は終わりました。

次に、本日は定例会でございますので、組合の所掌事務に関する一般質問を行います。

質問は通告の順にこれを許します。

質問は一括方式で行い、質問回数は 2 回、質問時間は一人 30 分以内といたします。

5 番 小松豊正君。

○5 番（小松豊正君） 5 番・日本共産党の小松豊正でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。4 項目ありますので、1 項目ずつ質問して参ります。

第 1 項目は地元住民説明会などで新たに出されている問題等についてであります。

- (1) 周辺道路の整備に関わる要望意見等について、どのように対応するのか。
- (2) 今でもごみ運搬車の騒音振動に悩んでいるのに、さらに広域からの集中は困る。従来通りのやり方に戻せないか。
- (3) 広域からごみが集中し大気汚染がすすまないか。
- このような意見が地元住民説明会で出されているわけであります。
- 次に、(4) 組合幹部から住民の理解が得られているという趣旨の発言があると聞きますけれども、その根拠は何でしょうか。
- (5) 広域化が住民にとってどのように評価されているのか、どのように認識しているのか、これは特に管理者、副管理者にお伺いいたします。以上が第1項目についての1回目の質問であります。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） はい。ただいまの小松議員さんのご質問にお答えいたします。

1点目、「周辺道路の整備に関わる要望・意見などについて」についてご答弁申し上げます。

9月27日に行いました、地元住民説明会では、周辺道路の整備に関わる要望・意見としまして、「整備区間のうち玉里方面の延長も考慮すべきである」や、「従来通りのやり方に戻れないか」という議員ご指摘の意見などをいただきました。

説明会で提案した、新施設整備に伴う周辺道路整備計画は、将来的な交通需要やこれまで行ってきた住民説明会での要望を踏まえたものでございます。

先般、9月定例会において、施設整備と合わせて実施できるよう組合の規約を変更し、事業主体として組合が行うことになったものでございます。地元市である石岡市や小美玉市と連携を密にしながら、事業の着実な実施を目指して参りたいと思っております。

2点目、「今でもごみ運搬車の騒音・振動に悩んでいるのに、さらに広域からの集中は困る。従来通りのやり方に戻れないか」についてご答弁申し上げます。

これまでも、議員各位にご案内してまいりましたが、本年度業務において、施設前の周辺道路カ所における交通量調査を実施しております。

また、生活環境影響調査の中におきまして、騒音や振動調査を予定しております。

今後、これらの調査結果をもとに、広域化に伴う影響について客観的に予測評価をしてまいります。また、これらにおいて、法規制値を超える場合には、法令に準拠した対策を講じてまいります。また、一方で、特に騒音や振動、悪臭などにつきましては、各人の生活習慣等により感じ方の違いもあるものと理解しております。当然、より過敏にお感じになる方もいらっしゃるかと思います。

そのようなことも踏まえまして、組合では、施設に近接する、玉里工業団地連絡協議会に対する説明会を10月7日に、収集運搬業者に対する説明会を10月12日、15日の2回、これまでの経過や事業計画について説明会を実施しております。

説明会では、地元住民説明会において、施設前の道路における通行車両へのマナーやスピードなどに関する意見等が出ていることをお伝えするとともに、施設周辺道路においては、特に配慮した安全運転を心がけていただき、特に、今後の工事実施段階においては、周辺幹線道路への迂回対応も今後考慮していただきたい旨お願いをしたところでございます。

3点目、広域からごみが集中し、大気汚染が進まないかについて、答弁申し上げます。

大気汚染関係に関しましては、有識者からなる新処理施設整備検討委員会の意見を踏まえ、公害防止基準等に関する自主規制値が示されたところでございます。この規制値は、法律等で定められた基準より厳しく設定されており、現在ごみ処理施設工事中の水戸市の基準値を参考に設定しております。また、霞台厚生施設組合周辺の住民の方々と一昨年、ひたちなか東海クリーンセンターの公害対策の状況なども視察しております。

以上のことから、過去数回地元説明会を実施しておりますが、公害防止基準については、一定の理解をいただいている状況でございます。

4点目、組合幹部から「住民の理解は得られている」という主旨の発言があると聞かれますが、その根拠はなにかについて答弁申し上げます。

住民の皆様に関しましては、地元及び4市町説明会、基本構想策定時におけるパブリックコメントを実施した際、広域化を疑問視する声が聴かれたことも事実でございます。

一方、4市町内3,000人を対象に無作為抽出して行ったアンケート結果では、ごみ処

理広域化に期待する効果としてコスト縮減を54.8%の方が期待していたほか、処理施設が遠くなっても不便はない、処理施設が遠くなると不便だが、コストを削減できるなら仕方がないと合わせて83.1%の方が回答していることを考えますと一定のご理解はいただけていると感じているところでございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） はい。私のほうからは5点目の広域化の住民の理解について、ご答弁を申し上げます。

ごみ処理の広域化については、住民の皆さまや地域の関係企業団体さらには議会議員の皆さまのご理解を賜りながら進めていく必要がございます。

これまで講演会や住民説明会を開催いたしまして、ご理解いただくための取組みを進めてまいりました。アンケートや住民の皆さまの意見集約に努めてまいったわけでありますけれども、今後とも広報紙あるいはホームページを活用した情報提供、そういったものに努めより多くの方々にご理解いただける施設整備、情報提供を実施したいという風に考えております。以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） はい。要するに、地元説明会が4回も開かれまして、私も参加しました。その中で、元に戻せないか、考え直してもらいたいという発言には拍手が起こるんです。全体の空気はとても理解されたということでは全くそういうことではありませんでした。これがやはり実際の現実の姿だと客観的に、そこにいた方もそう思われたと思います。ましてこれは地元の声です。なんで今の施設を壊さなければならないのか、疑問や不安の声が聴かれました。市民の理解は得られていないというのが率直な正しい意見だと思いますので、このような状況の中で新処理施設の建設を強行すべきではない。強く主張いたします。再度、管理者の答弁を求めたいと思います。どうでしょうか。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） これまでの住民説明会等もしくはアンケートで様々な意見があるのは、ご承知のとおりかと思えます。賛同できる、概ね賛同できる、その他賛同できないというのもございます。しかし、今、この広報及び住民の理解に関しては、ごみ処理場の建設のスタートしたところでありまして、これからさらに広報を丹念に行っていく予定であります。現時点においても賛同できる割合というのは、非常に多く、こういった事業においても賛同しかねるという意見もございましょうが、私の方としましては、賛同に向けて粘り強く広報に努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） とても今のような状況では強行することはできないと私は思っています。すべきではないと。

続いて、第二項目に移ります。

白雲荘廃止の理由と過去の埋め立て問題についてであります。

（1）もともとは現在のような発電しない場合もありうる。それからごみ発電する場合もあるということで、ごみ発電の場合は敷地が広く必要だということも言われましたけども、それがプラントメーカーの意見があり、3月29日の管理者副管理者の会議が開かれ、10月11日には市民懇談会での発言等聞いておりますけども、島田副管理者から埋め立てた敷地を掘り返して建設するわけにはいかないという発言があったと聞いております。ですから、白雲荘をですね、あれだけの人が反対している中で、存続を求めらる中で、本当の理由は何ですかこれは。それを明快に住民に公表すべきではないでしょうか。これも管理者の答弁を求めたいと思います。

②今の空き地の面積はどのくらいありますか。ごみ発電の場合、どのくらい面積が必要か。3番目に、プラントメーカー8社が参加し、6社からヒアリングしたということで、「この意見が大きな影響を与えていると思いますけども、メーカー名と具体的な意見はどのような意見があったのか、これを明快に市民の前に公表すべきです。

(2) 管理者会議副管理者会議で白雲荘廃止解体を決めた理由は何か、重要なことを決めているわけであって、口約束ではないわけですから、議事録とかはっきりしたものを示して、市民にこれを堂々と知らせるべきであると思います。その理由についてお伺いいたします。管理者にお伺いいたします。

(3) 過去に焼却物を敷地内に埋め立てたことについて具体的に説明を求めます。①埋め立てた位置と面積、埋め立て量、②何を埋め立てたのか、③埋め立てた期間、④業者名、⑤埋設方法、⑥何の法律規則に基づくものか、⑦関係機関との協議はどうしたのか、⑧埋め立てにあたって周辺住民への告知と理解はどうだったのか、⑨埋め立て後の管理はどうしたのか、⑩埋め立て後の汚染度調査はどうしたのか、⑪新処理施設建設にあたって埋立地は使えないのかどうか、説明を求めます。以上が一回目の質問です。

○議長(山本進君) 総務課長・本田君。

○総務課長(本田俊行君) それでは私からは、2番の(1)と(2)についてご説明いたします。白雲荘廃止解体の理由についてはについてご答弁いたします。

8月24日の組合議会でご説明したとおり、昭和54年から老人の健康増進、教養の向上、娯楽保養のための施設として便宜を供与してきたが、ごみ処理広域化に伴う新処理施設の整備にあたり、建設用地を確保する必要が生じたことや竣工から37年が経過している等を総合的に勘案し、撤去解体する理由は変わっておりません。以上です。

○議長(山本進君) 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長(織田俊彦君) はい。いまの空き地の面積はどのくらいあるのか、ごみ発電の場合、どれくらいの面積が必要かについてご答弁申し上げます。

空き地面積につきましては、約7,500平方メートルでございます。新ごみ処理施設建設は、現在稼働しているごみ処理施設以外、すべての敷地を活用しないと焼却施設、リサイクル施設、構内道路、調整池等の整備は不可能と考えております。

具体的には、現在行っております、プラントメーカーに対する見積依頼や入札公告後のメーカー提案によって確定してくるものと考えております。

現時点で、明確な回答が出来ないことについて、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、③番、プラントメーカーに対するヒアリング結果について、ご答弁申し上げます。

まず、メーカー名につきましては、今回のヒアリングは公表することを前提に組合が実施したわけではなく、コンサルティング会社から間接的に意見照会した内容を伝え聞いた状況にございますので、公表することが出来ないことをご了承ください。

次に、具体的な意見の内容でございますが、各社が過去に実施した工事実績と比較して、手狭であるため不可能であるとの意見や、建物は建設できたとしても、収集運搬車両等の動線が十分に確保できない、さらに工事期間中における資材置場の確保や重機等の設置個所が確保できないなどのご意見が寄せられておりました。以上でございます。

○議長(山本進君) 業務課長・比気君。

○業務課長(比気静君) はい。それでは私のほうから、過去に焼却灰を敷地内に埋め立てたことについて、①から⑩までお答えいたします。

①埋立てた位置と面積及び埋め立て量は、敷地内北部に約600㎡の面積であり、埋め立て量については把握しておりません。

②何を埋立てたのかについては、焼却灰であります。

③埋立てた期間は、昭和61年から約1年半位です。

④業者は、マルショウ物産株式会社です。

⑤委託業者が、掘削してシートを張りその上に焼却灰を埋め立てた後、覆土する処理をしていました。

⑥⑦現在の組合敷地内に埋立処理をした当時は、1,000㎡以下であれば法律等に基づく届け出の必要がなく埋立て処分が可能でありました。

⑧周辺住民への周知については、埋立てしていた当時は、周辺にほとんど民家もない状況ではございましたが、白雲荘脇の大池を水源として利用する地元の耕作組合とは、水質の情報共有や監視などを共に行っておりました。

⑨⑩埋立て後の管理は、約20年にわたり観測井戸設置及び浸出水の水質検査等を行った経緯があります。また、このたびの整備事業にあたり、ダイオキシン類を含む

測定検査を実施した結果、すべての測定項目において環境基準値を下回ることが確認されましたことから、特に問題がないと考えております。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ただ今の質問⑩番、新処理施設建設にあたって、埋め立て地は使えないのかについてご答弁申し上げます。

先ほど、業務課よりご答弁申し上げたとおり、埋設された廃棄物の安全性は確認されている状況です。以上を踏まえまして、廃棄物を覆っている土壌を残しつつ、その上に舗装等を行い、構内道路や駐車場として利用することは可能でございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 私からは、白雲荘廃止解体を決めた理由、これについてでありますけれども、新施設を整備するにあたり、建設用地を確保する必要が生じたこと、竣工から37年が経過しているなど、それらの要因を総合的に勘案して解体するとしたという理由であります。以上であります。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） はい。二回目の質問ですけれども、先ほどの中で埋めたけどその量が分からないと、埋め立て量が分からないということなんだけど、これは納得できません、この理由をもう少しわかりやすく説明してほしいと思います。

それから、基本構想の127ページの表2-30にあるのは、ごみ発電を前提にしている場合の推定面積です。現在の施設では発電しておりません。ごみ発電の場合はそれ自体が自己目的化して、ごみが足りない、もっとごみが欲しいとなります。全国の例だと発電に火力が足りない場合、コークスを燃やしている例も報告されています。これでは全く本末転倒です。ごみの減量化に相反するものです。

この様な事情は、私は県内各地の現地を視察して非常に痛感して参りました。ごみ発電ではごみの減量化にはならない。ごみ発電をしない場合の建築面積と敷地面積をそもそもこの表で除外していると、これは問題だと思います。ごみ発電をしない場合の建築面積と敷地面積についてお伺いします。さらにこれから人口減少が進み、ごみの減量化を進めていけば、今の施設の長寿命化で十分対応できます。広域化して215tの施設は必要がありません。大変な無駄遣いとなります。また、少し譲ってあえてごみ発電を想定した場合でも、熔融なしのエネルギー回収型廃棄物処理施設に必要な建築面積はこの範囲では5,300㎡、敷地面積は10,600㎡と書いています。128ページの図2-39には、旧施設跡地が赤い枠で囲んであり、面積は約5,200㎡としてあります。そのまわりには埋立地600㎡も含めて広大な土地があります。いわゆる、そういう点で結局この土地を全部使えば、結局ですね、ごみ発電もしない、そういう風になればゆうに白雲荘を解体する必要はないと考えるけどもどうでしょうか。

(2) 600㎡の埋立地は、中間報告15ページにある青線から西側の斜線部分、つまり施設本体を配置する部分に入っています。何の前提条件もついておりません。

この埋立地600㎡は施設本体建設用地として、先ほど言われたように使えるから何の前提条件もなしに、こういう風に書いてあると理解をするものであります。

3番目に震台における焼却灰、不燃物処理の経過を時系列的にお伺いをいたします。

(4) カドミニウム、ヒ素、水銀などの濃度計量証明書などの分析測定を分析機関に要請している、先ほども名前の出た業者のマルショウ物産株式会社。これはどこにあるのかと調べてみますと、現住所は小美玉市高崎1824-2となっているわけです。ここに電話番号もございます。これはちょっと驚くんですけども、震台厚生施設組合内と同じなんです。この封筒もあるけど同じなんです。公的な場所に民間会社があるということですか、これは非常におかしなことで、どういうことなのか説明を求めます。

(5) この埋立地の今年夏の埋設廃棄物及び周辺のボーリング箇所についてみますと、6か所全部でダイオキシン類が検出されているんですね。これは6か所全部書いてあります。私もらっています。これはダイオキシンというのは、いったん、体の中に入るとずっと蓄積されるんで、発がん性があるんです。

また、成長機能を壊してしまうというふうにも言われています。そういう研究結果もあります。特にH28WHにおいては、10.40ナノグラムとなっております。つまり400ピコグラムということで、250ピコグラム以上は、環境省の告示によって必要な調査を

しなければならないということを認識しております。必要な調査をしたのかお伺いします。そこで働く労働者と住民の健康を守るために、埋設地区全体と周辺の井戸水、浸出水などの検査を行い、その結果を住民に公表すべきです。どうでしょうかお伺いします。

(6) プラントメーカー8社の名前が言えないというのは納得できません。堂々と公表すべきです。内容を隠す必要があるんですか。

ちなみにそういうお答えですので、ちなみに申し上げますけども、平成2年の入札に参加したのは三菱重工業、日立造船、三機工業、クボタ、住友重機械工業の5社です。さらに平成12年のダイオキシン類に対する恒久対策の入札に参加したのは、これ以外に、荏原製作所、ユニチカのあわせて7社ということだけを申し添えておきます。先ほど私が質問したことについての答えをお願いしたいと思います。

○議長(山本進君) 業務課長・比気君。

○業務課長(比気静君) はい。ただいまの質問に一点お答えいたします。

まず最初に埋立てた量なんですが、これは昭和61年の話しであり、書物が全然見当たらないといったところで、数字的には申し上げることはできませんが、600㎡の中に入る量だと思ってください。

○議長(山本進君) 5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) おかしいですよ。600㎡は面積だから。その下に堆積があるから。深さがあるから

～傍聴者からの雑音あり～

○議長(山本進君) ご静粛にお願いします。業務課長・比気君。

○業務課長(比気静君) 深さは約7mくらいと思われます。

○議長(山本進君) 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐(栗山英範君) はい。ただ今の議員のご質問に対し、いくつかご回答させていただきます。

まず、第1点目といたしまして、発電施設の整備があるかないかの必要面積について明示してほしいといったご質問について、回答させていただきます。

少し前段の部分に触れさせていただきますと、かねてから申し上げてございますとおり、私どもとしては、ごみの安全かつ安定的に処理し続けることをまず第1点目、第2点目といたしまして、最小の経費で最大の効果を得られるよう、コスト削減をしていきたいと、この二点を軸に今日まで検討を重ねてきました。

その中でコスト削減の部分につきましては、国の循環型社会形成推進交付金、さらには、市町村側になりますけども、震災復興特別交付税の活用をみた場合に、交付金の要件、いわゆる補助金の要件のほうを満たす必要がございます。

この補助金の要件の中に、燃やさざるを得なくて燃やしてしまったごみについて、そのエネルギーを有効活用するために改修しなさいというふうな規定がございますので、当地域の215t規模の場合には、発電も含めて15%以上のエネルギー回収が求められます。この15%を達成するためには発電は必要であると考えてございますので、必要な建物の建築面積につきましては、発電有りを前提に考えてございます。

次に、2点目の600㎡の敷地を使えるか否かについてご答弁申し上げます。

先ほど、織田のほうから申し上げましたとおり、土を、廃棄物の上にある土を残したまま、上にアスファルト舗装等を行い、駐車場等の利用については可能というふうにご考えてございます。ただし、それ以上に掘り返したりするような工事等については、使えないと考えてございます。

敷地の全体面積としては、先ほどご指摘いただきましたとおり、中間報告上でいうと、青い斜線部分ということで表記してございますが、一部制約条件があるということで、ご理解いただきたいと考えてございます。

続きまして、先に前後しますけども、プラントメーカー8社につきまして、公表すべきというようなご質問をいただきまして、こちら先ほど課長のほうから申し上げましたとおり、私どものほうでコンサルタント会社をお願いをしまして、メーカー側に公表

を前提とせず意見照会をした経緯がございます。

また、メーカーとしましても、私どもの地域だけでなく全国的にさまざまな地域で展開されていることを鑑みますと、例えば私どもの敷地で不可能ということが対外的に公言されますと今後の事業に対するチャンスの部分に対しても影響が出ると考えられますので、大変申し訳ございませんが、メーカ名等については、非公表とさせていただきたく感じている次第でございます。

それからダイオキシン類につきまして、若干、私のほうから補足をさせていただきま。今回工事をさせていただくにあたりまして、あらためまして埋設廃棄物、さらにはその下にある地下水の調査を行わせていただきました。

こちらは議員ご指摘のとおり、地元の方々にもきちんと安全面について公表すべく調査した次第でございます。その結果、議員ご指摘のとおり、ダイオキシン類につきましては、地下水の中から0.02という数字が検出されてございます。

この数値につきましては、先ほど課長のほうからも申し上げましたとおり、環境基準等を満たしておりますという観点からも安全面については確認されているところでございますけれども。ご参考までにダイオキシン類につきましては、私どもごみ焼却のほか、例えば、自動車の排気ガス、さらには野焼き、たき火、たばこの煙等からも燃焼行為から発生する可能性がございます。

こちらの0.02という数値水準でございますが、環境省のほうではごみ焼却由来のものではなく、全国各地の地点を検査してございます。平成28年に26年の測定結果が示されてございますが、全国の平均で地下水を見ますと0.05ということでございますので、私どもは、世間一般にある地下水の水準よりも廃棄物由来の地下水の方が下回っているような状況にございまして、このようなことから、安全の部分には確認が取れているということと考えてございます。

ただし、より安全度を増すために、その上にある土は動かさずにアスファルト舗装等を行い、なおのこと周りに飛散とかはしないような体制をとっていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 傍聴の方に申し上げます。再度、ご静粛をお願いいたします。

○事務局次長（佐藤博之君） はい。お答えいたします。

ただ今の小松議員さんからご質問いただいた中で、委託業者のマルショウ物産の住所については、石岡市高浜というふうにこちらでは確認しています。

それから、不燃物の焼却灰等に含まれる、先ほどご指摘あった件なんですけど、埋立てしていた当時、そこまで有害性のある物質として測定検査等が義務付けられていなかったものでございます。今回の整備事業にあたりまして、この辺を詳しく多項目にわたって検査した結果を今回は公表させていただいているということで、今後、継続して2年ほどは測定をしていく予定でございますので、ご理解いただきたいと思います。

それからマルショウ物産ないしごみ焼却施設、不燃物処理施設のほうで従事している職員のほうには委託会社をとおして健康診断の結果について毎年提出してもらって確認しております。その健康状態については毎年確認している状況でございますのでよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） マルショウが霞台と同じところにあるようになっているんですよ。おかしいでしょそれ。それを言っているんですよ。それに対する返答がない。

それから一般的なダイオキシンじゃなくて。

○議長（山本進君） 小松豊正君に申し上げます。二回目の質問は終わっておりますので、次の質問へお願いします。

○5番（小松豊正君） そういう点で答えになっていない。これらでは市民の期待に応えられないという風に思います。

次に、質問項目の第3に移らざるを得ません。福島原発事故に伴う放射能汚染物質の飛灰、焼却灰（混合灰）が、この霞台厚生施設環境センターにおいては、どのように発生し、どのように処理されたのか、そして新治地方広域事務組合でも、茨城美野里環境組合でも、1キログラムあたり8,000ベクレル以上の、いわゆる放射性特定廃棄物ができて、厳重に保管されています。この霞台環境センターでは、このような放射性特定廃

棄物はないというふうにされているんですけど何故なのか。常識的にこれは納得できないところですよ。これをお伺いいたします。以上が1回目です。

○議長（山本進君） 業務課長・比気君。

○業務課長（比気静君） ただ今の質問にお答えいたします。

当組合における飛灰及び焼却灰については、分離貯留ではなく、混合灰として溶融委託処理をしているもので、震災当時から基準値を大きく下回っておりまして、通常の搬出処理を行っていました。以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 時間の制約がございますので、次に質問項目の第4に移ります。

現在の霞台厚生施設環境センターの残存価値、現在どれくらいの価値が残っていると考えられるのか。さらに新処理施設の総予算と財源についてお伺いします。

（1）今申し上げましたように、どのように計算しているか。

（2）新処理施設の予算について、本体工事費146億円、マテリアルリサイクル施設建設に26億円、合計172億円とされておりますけれども、これは1期分ですね。熱回収型建設費の平成27年度の実勢価格はtあたり7,700万円となっています。したがって、これ215tをかけると、165億5,500万円となります。マテリアルリサイクル施設建設に26億円を加えると、191億5,500万円になるわけです。さらには、白雲荘の解体、代替施設の建設、周辺道路の整備、中間置場の設置、現在の3施設の解体費用などを加えると、これはゆうに200億円をはるかに超えると推定されます。約228億円になるという試算もあります。そのうえですね、平成28年度から平成32年度の5年間、これはちょうど2020年、平成32年のオリンピックパラリンピックの時期とぴったり重なるんですね。ですから資材人件費も高騰することが避けられません。総予算はいったいどのように見積もっているのか。これを明確にですね、管理者からお答えいただきたいと思っております。

（3）8月14日の第1回臨時会で計算した白雲荘解体設計業務委託料460万円、周辺道路路線測量業務委託料740万円についての契約入札方式、さらに先ほども説明されていましたが、本体工事の契約入札方式について、そして、総合評価方式をとるのかどうかについてお伺いいたします。

（4）現時点で財源としてありますのは、循環型社会形成推進交付金、震災復興特別交付税、一般財源となっているわけですが、この具体的な金額についてどのように試算していますか。

（5）震災復興特別交付税を東日本大震災の復興と直接関係がない新処理施設に充当するのは、本来の趣旨とは違うと考えます。いまだに故郷に戻れない福島の被災者の方々、さらに、その後発生した熊本、鳥取地震等の被害者、被災地にこそ、優先的に国民が納めているこの交付税をですね、使うべきだと考えますがどうでしょうか。実際に政治家として住民の暮らしに責任をもっている管理者、副管理者の答弁を求めます。以上が1回目の質問です。

○議長（山本進君） 総務課長・本田君。

○総務課長（本田俊行君） 私からは環境センターの残存価値についてお答えいたします。公会計システムで有形固定資産の計算をいたしますと、平成28年度末現在の残存価値は、約9億円程度になると試算できます。以上です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） 2番目の質問につきましてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、実勢価格はオリンピックの影響等により上昇傾向にあると聞いております。その結果、建設費に関する市町村負担金に影響が出ることも懸念されます。

しかしながら、市町村において、震災復興特別交付税など有利な財源の活用が見込まれるほか、当地域の特色でもある3つのごみ処理施設を1つに集約することによるランニングコストの削減効果が期待できることから、事業費高騰や白雲荘解体、代替施設建設、道路整備、既存ごみ処理施設の解体等、追加費用が発生したとしても、構成市町の財政負担が軽減されます。

総予算につきましては、現在プラントメーカーに対し、見積依頼を行っております。

その内容を踏まえまして、事業費等について精査し、確定した事項につきまして、後日ご報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） はい。先ほど、担当課長からご答弁申し上げましたとおり、最終的な事業費はまだ決定していません。

議員ご指摘のとおり、ごみ処理広域化に関して、事業費高騰のリスクや各種施設整備等、追加で費用が発生するデメリットもございますが、有利な財政制度の活用などによりそれ以上のメリットが生まれるよう、整備方法等について検討して参りたいという風に考えております。以上です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） はい。続きまして、白雲荘解体設計業務、周辺道路測量業務委託、本体工事関連につきましてご答弁申し上げます。

まず、白雲荘解体設計業務、周辺道路測量業務につきましては、指名競争入札により落札者と契約締結をしております。また、本体工事につきましては、まだ起案前になりますが、決定はしておりません。

なお、国は総合評価落札方式を推奨していますことから、この方式の活用を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、新処理施設の総予算と財源について、(4)、(5) 関連がございますので、一括して現時点の数値をベースにご説明申し上げます。

総事業費約 172 億円に対しまして、約 3 分の 1、約 49 億 5,300 万円が循環型社会形成推進交付金として、震台厚生施設組合に交付されることとなります。

残りの費用約 122 億 5,700 万円について、組合側から構成市町に負担金として請求することとなります。構成市町が組合に対する負担金を納めるにあたり、震災復興特別交付税を活用することも可能でございますが、資金調達手段は各自治体の判断となります。組合側で明確な回答が出来ないことをご了承くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（山本進君） 5 番・小松豊正君。

○5 番（小松豊正君） はい。残存価格が 9 億円とございましたけども、これは耐用年数をどういうふうにかに考えるのかによって、だいぶ違ってくるわけですけども、私はずいぶん、実際にこの震台厚生施設の場合ですね、平成 6 年 3 月竣工で、今年で 22 年ですけども、落札価格は 46 億、平成 12 年のダイオキシン類恒久対策で 13 億円、あわせて 59 億、約 60 億と考えました場合ですね、茨城美野里環境センター、いま、30 年になっているんですが、30 年と考える場合には、計算式は時間がないから略しますけども、残存価値は 20 億 7,960 万円という計算になるわけです。

ですからこういう点で私が言いたいのは、そういう残存価値をどれだけ傷んでいるかも計算しないで、その残存価値もよく考えないで、直ちにこれを潰してしまうというのは、まったくこれとはんでもないことです。そのことについて強調しておきます。

次に、この震災復興特別交付税の位置づけの問題ですけども、非常に奇妙なのは、平成 28 年 1 月の基本構想概要版、それから今日渡された平成 28 年 3 月の同じ基本構想の概要版では、財源についての表現が違っているんですね。

平成 28 年 1 月には、どう書いてあったのかと言うと、最後の方ですけども、措置されることになりましたと、つまり震災復興特別交付税によって措置されることになりましたと、なると、平成 28 年からの 5 年間、5 年間なると、こういうふうに表示されているんですけども、今回は違っているでしょこれ。勝手に変えては困るんですよ。

今度の場合はそうではなくて可能性が生まれたみたいを書いてあるんですね。そういう可能性もあります。ですからこれは震災復興特別交付税は、毎年毎年決めるんですよ。それはそうでしょう。国民から集めた税金を機械的に平成 28 年度から震台に全部やるみたいなことを決定して、だから金が大丈夫だというふうにも読み取れるんですけども、これは全くの間違いでね、ミスリードですよ。

これはようやく直しているんだけど、可能性があるとかぼかしているんだけど、これはそういうふうには震台のみなさん、震台にこのお金が来るわけではないんですよ、3 市 1 町に来るのに、震台がパンフレットであたかもこれが保障されている、バラ色のように描いているのはね、全くの間違いです。非常な誤解を与えるわけなんですよ。ですから

私はこの点でいえばですね、やはりこういうのに乗っかるというのは、実際、これダメになったらどうなんですか、元に戻るわけですか。これは大変なことです。

この表にも書いてあるように、大変なお金が、負担が必要なわけですよ。そのことも十分ありうるわけですから、情勢の変化によって。

ですから、そういうふうに乗っかるんじゃないで、やはり従来のサーマルに基づくごみの減量化、市民との協働、3施設の健康度調査をやって、現在の3施設の長寿命化を図るといふふうに転換しないとね、大変危険なうちにミスリードでひっぱっていくということになりかねないので、私はこのことを言いたいと思います。あと7分30秒ですか。

最後にですね、現在、環境省はどういうことを言っているのか、ということを紹介したいんですけども、月間廃棄物2015年3月号に書いてあることを紹介したいと思います。

これはすぐに施設を更新するのではなくて、長寿命化のための基幹的な設備改良事業により、もう10年長く施設を稼働させることについても視野に入れてやってほしいと、市町村においてはすぐに施設を更新するよりも長寿命化の取組みをしていただくほうが、当然コストを圧縮できます。長い目で見れば更新のサイクルが伸びるわけですから、予算の平準化にもつながります。このように環境省が丁寧と言っているんですね。

この言葉をよく受け止めてほしいと、我々は受け止める時期じゃないかと思うんです。また、これからの人口減でごみの排出量が大きく減り、加えて徹底したごみの減量化を進めた場合、現在の215tのまま突っ走ることはですね、後世の皆さんから何をやっているんだとあの時期の指導部はと「全くの無駄物を作ってしまった」という誇りを免れないと思います。

ですから、この点でですね、今泉管理者にもお伺いしたいんですけども、震災復興特別交付税というのは、そういうもんです、だからこういうふうにあなた方も修正したわけですよ。最初は全く約束されているというものから、可能性があると、可能性がない場合もあるんですよ、その場合どうするんですよ。この場合は、これは大変重大な問題ですよ。だからそういう問題についてね、震災復興特別交付税をどのように考えているのか、この辺をよくお答えください。

2番目には健康度調査、基幹的設備改良を行って長寿命化を進める、これは環境省も言っていることですから、何故これを一切やらないんですか、この震台では。土浦ではやっているんですよ。指導を受けて真摯にやるべきじゃないですか、いま、あんまり深みにはまらないうちに。

(3)215tの新処理施設計画を見直してですね、そしてあまり国のお金だから、発電必須と考えるんじゃないで、そういうふうにごみの減量化を考える場合には、やはりですね、燃やすごみを減らす、それと燃えなければ発電ができない、矛盾があるんですね。

ですから、現在のような施設でやれば白雲荘を存続させることができるんじゃないですか、先ほどどなたかの課長が老朽化したからって、あそこを使っている人はみんな「使いたい、使いたい」と言っているんじゃないですか。老朽化はまったく理由になりませんよ。このことについてですね、お伺いをしたいと思います。

まだ時間がありますので、もう少し言いますと、基本構想概要版にはですね、平成28年1月のやつでは、イメージ図として市町村の負担は、従来は一般廃棄物処理事業債、全体の60%の半分を市町村が負担すると、それから一般財源、市町村負担を7%、あわせて37%だというのが認識でした。随分お金がかかるんだなど。

ところが突如として昨年の6月の復興推進会議において、そういうことがあるんだとグラッとなってですね。そしたら復興特別交付税が64%交付されることによって37%の負担から、その10分の1の3%になったと、まったくこれは夢物語になっちゃったんですよ。3%で済むんですから、やらないのがおかしい。ここに書いてあるんですよ、そういうことが。

これは全く違うでしょうよ。だからこういう風に修正したんですよ。そういう点でこういう概要版は非常におかしいということと、それから、その後に出された概要版じゃなくて、厚い基本構想があるでしょ。全部乗っている。これには一言も書いてないですよ、震災特別交付税のことなんか。概要版に書いてあるのに、これには全く書いてない。これもおかしいですよ、この概要版なのに、ここに書いてあるのが概要版に出てくるはずですよ、どうなっているんですか執行部は、全くつじつまが合わない。

こういうつじつまが合わないことをね、やられているわけですから、これは到底やっぱり市民に納得が得られないのは当たり前です。ですからこの際、まだ深みにはまらな

い段階ですので、抜本的にここで考え方を变えて、やっぱり広域化をやめて、今の3施設の長寿命化を図ると、無駄遣いはしないと、それで市民の協力を得てやると。

○議長（山本進君） 小松豊正君に申し上げます。

新処理施設整備に係る是非についての質問はお控えいただきたいと思います。整備事業に係る質問をお願いいたします。

建設計画課長補佐 栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） はい。それでは私のほうからいくつかご答弁させていただきます。

まず、先程来いただいております、震災復興特別交付税関係に関する記載の事項について、いくつかご説明申し上げます。

先ほど最後に議員ご指摘いただきましたとおり、基本構想には循環交付金の他、震災復興特別交付税のことは一切記載がないとご指摘いただきましたが、後でご覧いただきますとわかりますが、本書の63ページのほうに、国の新たな財源措置についてということで記載がございます。これらに含めて若干補足を入れさせていただきますながら、ご説明申し上げます。

確かに平成28年度以降の取組みにつきましては、昨年度途中で発表されたものでございます。決定したという言葉と可能性があるという言葉の違いについてでございますけれども、この基本構想や概要版等にも記載させていただいたところがございますが、平成28年以降の復旧復興事業につきましては、平成27年の6月24日、国の復興推進会議で決定してございます。この中で今後5年間も支援いたしましょう、ということを決定しております。

しかしながら議員ご指摘のとおり、交付税について本当に毎年約束されたものか否かにつきましては、毎年度国が交付税を出しますよと省令を定めてはじめて成立するものでございますから、国の方針としては5年間支援しますということは発表しておりますものの、毎年いただけるか否かについては、毎年度国の動向を注視していく必要がございます。

その点について若干わかりづらい点ご了承いただければと思います。私ども組合といたしましては、震災復興特別交付税や地方債いわゆる借金を活用するか否かは市町村の判断になるところでございますけれども、全ての構成市町にとって財政メリットが最大限得られるように、この期間に広域化を図ってはどうかということも4市町間とも協議してきた経緯がございます。

その中で議員ご指摘の2つ目でございますけれども、3つの施設を1つに集約化するよりも残存価値等もあるので、このまま長寿命化とか延命をしてはどうか、というご指摘がございましたが、確かに国のほうでもそのような記載がございます。国のほうといたしましては、閣議決定を5年に1度やっているものとして廃棄物処理施設整備計画というものがございます。

確かにひとつ前の施策の中では長寿命化も真剣に考えましょう、というふうな言葉があるなかで、今現在、履行しています計画の中では、強靱な体制を整えるために、今までの枠にとらわれず市町村間の相互利用等、広域化を図ってはどうかと、その中で必要であれば長寿命化の検討もしてはどうかというふうに記載がございます。上位下位計画の関係はございますけれども、確かに国としては広域化を推奨している文献や、一方で、建物の残存価値があった場合に、もったいないので、どちらが得かを分析することが望ましいですよ、という文献も記されてございます。

そのような中で私ども完全体ではないかもしれませんが、昨年度策定をさせていただきました基本構想の中では、3つが1つになった場合と、3つの施設を引き続き運用した場合に、どのようなコストシュミレーションが予測されるかについて提示をさせていただきましたところです。中でも私どもコスト削減効果のひとつに3つを1つにするという、他の地域にない特異性がございますので、私ども特にランニングコストの部分についても、今後メリットが出るだろうということで、広域化のほう望ましいのではないかとということで、基本構想のほうにも位置づけさせていただいているところでございます。

なお、地元の住民の方々の負担を考えますと広域化や長寿命化はいくつか選択肢はございますが、一般的に活用されますのは、広域化にしても長寿命化にしても国のお金をあてにする場合には、循環型社会形成推進交付金同じものを利用します。また、震災復興特別交付税を選択する自治体もあるかもしれませんが、そのような中で、確かに土浦市

の場合には1市が1施設でございましたので、選択の結果、長寿命化を選ばれましたけれども、私どもといたしましては、3つを1つにするという観点からも今回広域化をしたほうがよりコストメリットが生まれる、ひいては、住民の税負担が軽減できるという観点から、このようなご提案をさせていただいた次第です。私のほうからは以上でございます。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） はい。小松議員のご質問にお答えいたします。

震災復興特別交付税の扱いでありますけれども、茨城県は東日本大震災において、第4の被災地であります。その中で石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町においても、様々な面でまだ復興途上の点もあります。

石岡市においては、ご存知のように庁舎が半壊しまして、そういう状況でありますので、被災地であるということは、言うまでもないことでもありますけれども、そういった中で、震災復興特別交付税を有効に活用して市民住民のために寄与する、そういう考えのもとにごみ処理の安心安全、安定性、そして減量化を目指して、広域化の中でごみ処理施設を将来に備えていくという、そういう考えのもとにこれを進めているということでもあります。以上です。

○議長（山本進君） 続いて、次の質問者に移ります。

12番 川澄敬子君

○12番（川澄敬子君） はい。質問に入る前に要望なんですけれども、いま小松議員からありましたように、震災復興特別交付税についてなんですが、私もてっきりこれは決定して交付されて、4つの市町の負担が少なくなるものだというふうに理解していました。ところが、先日聞きましたら、これは全く決まっていることではなくて、強く要望しているけれどもという話を聞きまして、大変驚いたわけで、これについては、いろんな施策やなんかを決定するにあたって、重要な情報だと思いますので、正確な情報というのを知らせていただきたい。これは私たち、霞台議会の議員だけではなくて、住民についても、やはり正確な情報というのが必要なんではないかと思っておりますので、要望しておきます。

まず、1番目のごみの分別減量化について、お伺いいたします。1人当たりのごみ搬出量を見ると、石岡市、かすみがうら市は国の平均を上回っており、かすみがうら市については、平成21年度以降、ごみは増加傾向を示しています。一方、各自治体のごみ処理実態を見ると、圧倒的に直接焼却となっており、小美玉市については、90%が焼却処理となっています。つまり循環型社会形成に求められているごみの減量化資源化が十分行われてはいないといえると思います。平成26年度一般廃棄物実態調査によると、リサイクル率は、石岡市が県平均を上回っているものの、他3市町は茨城県や国の平均を大きく下回っています。こうした現状を見ると、まず、取り組むべきことはいかにごみの排出量を減らすか、そして資源化を進めるかではないかと思っております。ごみ減量化の国の目標値は平成32年度までに家庭ごみ1人1日当たり500グラムとなっています。一般廃棄物処理施設基本構想案によると、分別区分の一元化について4市町でそれぞれの地域性や住民感情を考慮して設定する必要があるとしていますが、分別を可能な限り同一にしていく必要があるとも言っております。

こういう中でやはり長期的なごみ減量の目標を立てて、4市町で出来るだけ分別化の意思統一を図りごみの減量化を進める必要があると思います。霞台厚生施設組合の平成27年度主要施策説明書によると、紙布類が占める割合が5割だと書かれています。土浦では分別を徹底することにより、ごみの量を25%削減できたと聞いています。先ほどいただいた中間報告を見まして、分別の方法を見ると、当初より前進したとは思えないんですけれども、できるだけこの分別をごみの減量化に向けた分別をしていくような、さらに進めたような分別の統一というのが必要だと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。それとこのように紙が5割を占めるようなところをさらにリサイクルすれば、ごみの量はかなり減らすことができると思います。そのごみの減量化を図れば現在ある施設を長寿命化する、あるいは新設するにしてももっと規模を小さくして予算等を少なくすることができるのではないかと思うのですが、この基本計画を見直すべきと考えますがいかがでしょうか。まず、2点についてお伺いいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） はい。ごみの分別減量化につきまして、ご答弁申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、市町村が区域内の廃棄物の発生量、処理量の見込み、排出抑制方策などを盛り込んだ一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとしております。また、この計画に基づき、市町村が収集、運搬、処分をしなければならないと規定しております。

以上のことから、議員ご提案の分別・減量に関することについては市町村で検討する必要があります。

また、霞台厚生施設組合では、従来の事務に加え、ごみ処理広域化を検討する組合として設立されております。既存施設を有効活用するか、広域化を判断するかについては、組合設立権限を有する構成市町がどのように考えるかによって判断されることとなります。市町村の考えがありまして、組合が成立しておりますことご理解くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君

○12番（川澄敬子君） はい。私はてっきりこの組合議会での、いろんな基本計画についての審議について、分別についても4市町で出来るだけ統一してごみの減量化を図る霞台の施設にしていくというふうに理解していたんですけども、今の課長の発言だとそのごみの分別については責任を負うのは各市町だと、そうすると霞台としては、市町が決めたならそれに従うので、ごみの減量化はそれ以上進めるという責任はとれないということなんでしょうか。

それとこのごみの問題については私自身も茨城町の議会でも取り上げていますし、かすみがうら市、土浦市、小美玉市でもそれぞれで取り上げて、その都度首長さん関係課の方からはさらに進めていくという答弁を頂いていますので、4つの霞台で統一したものを作っていくのは無理じゃないと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） はい。ただ今のご質問に対してご答弁申し上げます。先ほど川澄議員からご提案いただきました紙布類についてのごみの量が多いのでこの分別関係についてなんとかできないものか等につきましては、確かに大変有意義なご意見だと考えてございます。

これまで4市町の担当者同士でごみの分別をどうしようかと検討した際に、議員ご指摘の紙類関係についての分別については議題に上りまして、今後、各自治体で分別のほうを強化したり、独自に収集したりというふうな自治体も出てきたのもひとつございます。ただ先ほど冒頭課長のほうから申し上げましたとおり、ごみの分別の根幹となる考え方につきましては、法律上、構成市町村が考えるということになっておりますので、その点につきましては、ご理解賜りたく考えてございます。

ごみの分別について統一するか否かにつきましては、過去の議会でも私どものほうで様々なご意見をいただいた中で、より良い提案等についてはご提示させていただいたものもございます。しかしながら、先ほど申しましたとおり、例えば分別収集等については、循環型社会形成推進基本法の第7条にも、経済性や技術面で可能な限り各自治体が頑張るということも書いてございますので、その協議の結果、今現在の分別案が出されたというような状況にございます。

今後、先ほどご指摘いただきましたとおり、より一層の分別等を進める際には、各構成市町のほうにも、ご意見等いただきますと協議が進むものと考えてございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） はい。検討をよろしくお願いいたします。

2番目の中間施設について質問いたします。

これについても私は理解を誤解していたんですけども、この間までの議会や全員協議会などでの説明では、中間置場ってというのは、内定したように理解していたんですけど、いまいただいた基本構想の概要版によりますと、今後さらに経済性や環境負荷を分析して検討するということなんですけど、この中間置場が決定したのか、決定していないのかも含めてお聞きしたいと思います。

そして、具体的な中身を、ということは具体的には決まってないのかもしれませんが、

住民のごみの持ち込みを可能にするというだけの中間置場なのか、それとも収集したごみを大型車に積みかえて、震台に運び込むというのがあるのかということ。

それから、中間施設を整備するについてはどれくらいの予算を計上するのか、で、この中間置場についても国の交付金の対象になるのか、それとも使用する自治体の負担になるのかということについてもお答えいただきたいと思います。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） はい。中間施設についてご答弁申し上げます。

中間置場を整備することにつきましては、4市町合意事項になっております。具体的な内容につきましては、今後協議により詳細を検討する必要もございます。

基本的には、住民のごみの持ち込みに対する対応をベースに考えている状況でございます。現時点で想定しております概算事業費は、茨城美野里環境組合、新治地方広域事務組合敷地を活用し、施設整備費2.4億円のほか、ランニングコストとして運転員2名、パッカー車リース料等を併せて20年分として16億円、単年度あたり8千万円を想定しております。

また、国の交付金対象になるのか否かにつきましては、現時点で確定的なことは言えませんが、仮に交付金対象施設となった場合、茨城美野里環境組合、新治地方広域事務組合の施設解体費用にも交付金が充当される可能性もあるため、今後国の制度について注視してまいりたいと考えております。

整備タイミングとしましては、既存焼却施設の解体等とセットで実施する可能性もありますので、平成33年度以降に工事実施が予想されます。

詳しい内容につきましては、今後検討を進めてまいりますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） はい。私の住む茨城町にとっては、切実なことです。なるべく早く具体的な内容が決まり次第、議員にはもちろんですけど、住民にも知らせていただきたいと思いますということをお願いして次に移りたいと思います。

3番目の震台ごみ処理施設の残存価値についてですが、先ほど小松議員が質問してご回答がありましたので、要望だけ申し上げます。

先ほど小松議員は30年の耐用年数で計算しておっしゃいまして、震台のほうは何年というのは分からないんですが、耐用年数というのは法的に決まっているものなんですよ、30年で計算するとか、25年で計算するようなものじゃないと思うんです。

鉄筋コンクリートの建物はさらにもっと長い耐用年数だったと思います。手元に年数が無いんですけど。ですから建物、中にある焼却炉それぞれ違う耐用年数であると思いますので、もっと正確な計算の仕方をしていただきたいと思います。そうすればさらに残存価値があって壊すのではなく使うべきじゃないかというのが分かるのではないかなと思うので、それを要望したいと思います。

それから4番目の焼却灰の埋立てをしたということについても、小松議員が質問をされまして、回答がありました。ただ私としては、あと1点お伺いしたいんですけど、課長さんのほうからは、その当時の文書がないとわからないというような回答があったんですけども、それで先日も視察したときには、600㎡の中で埋立てたのは、昭和61年から1年半だということなんですけど、それ以外のところの焼却灰がどうなったのかということが良くわかりません。それで現在までの焼却灰をどのように処理してきたのかということについて、やはり詳細に公表すべきじゃないかと思います。

それで確かに、担当する方は変わるとは思いますので、分かりませんという回答もあると思うんですけども、住民にとっては担当者が変わったことは全然関係ないというか、住民にとっては焼却灰がどうなったか、それが環境にどう影響があるかということがすごく大事なことです。できるだけ詳細に今までの経過がどのように処理していたのか、ということについて明らかにしていただきたいと思いますが、その点についてご回答いかがでしょうか。

○議長（山本進君） 業務課長・比気君。

○業務課長（比気静君） はい。それではお答えいたします。

確かに昭和51年から旧処分場がありました。その後ですね、焼却灰については、外部の方に委託処理したことを伺っております。直近になるんですが、平成14年から全

溶融処理になっていますが、その 61 年前後については今後も調べたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（山本進君） 次の質問者に移ります。

17 番・桜井信幸君

○17 番（桜井信幸君） 17 番・桜井でございます。簡単に 3 項目ほどご提案を申し上げたいと思ひます。

私は、この新しい処理場が実行されるというもとの質問をさせていただきたいと思ひます。1 項目目については、余熱利用という話がありましたが、余熱利用に関してエネルギー回収率 15%以上を目指すという点について、第 1 項目のご提案を申しあげていきたいと思ひます。

私は、前々回もこれに関して提案をしているわけですが、実は前回も東京大田区の処理場、同じ形式でやっております処理場について、お話しをさせていただきました。東京 23 区にはこのようなごみ処理場がたくさん出来ておりまして、実は電力会社の方からお話を聞きますと、このエネルギーの回収率、これが今問題になっているんだというお話しを伺います。それは思った以上に温度が上がらない。それは都内で生ごみをたくさん持ってくるもんですから、そういう点から温度が上がらないんだというお話しを伺っております。ですから霞台厚生施設においても、同じようなことが言えるのかなと考えております。ですからまず生ごみの処理の問題、分別の問題、回収の問題については、今後十分に検討していく題材であると考えております。

そしてまずはじめに霞台厚生施設組合がこれからやろうとしていることは、この第 1 項目目の第一次発電の部分に触れているのかと思ひます。私は前回もご提案申し上げたその後の二次発電、さらにはその余熱を利用した、例えば、農業用の施設等を近隣につくり、そこでその熱を利用した農業などにその熱を利用するというようなことがいいのではないかなと考えております。

また、白雲荘についても今後 4 市町で新たな施設をつくるということがもう決定されているわけでありまして。こういうような熱利用の仕方をするることによって、エネルギーの回収率 15%どころじゃなく、もっと高いエネルギーの回収率が図れる、そして、例えば、この事業によって売電等を行い事業が黒字化することによって、4 市町の持ち出しが少しでも減っていくという努力が必要ではないかなと考えております。まず、この点について 1 項目目の質問であります。ご答弁をお願いしたいと思ひます。

2 項目、3 項目目は、住民の皆さん、市民の皆さんからの要望というようなことがありまして、この 1 項目を入れさせていただきました。これは中間基地、中継所っていうんですか、遠距離地の住民のための、ごみの中継所ではありますが、ただいま同僚議員の質問についてもご答弁を頂きましたが、私は八郷でありますから、新治広域の処理場がございまして。それをこれまで使ってきたんですが、建物、ご答弁をいただきましたけども、そういうところが中継所として利用していただけるのかどうか、そういうことを含めてもう 1 度話しを聞ければと思ひます。

3 項目目、施設前の道路についてであります。この道路についてですが、資料 4 のところに、有効幅員片側 3m という図面があるんですけども、この片側 3m の道路を 2 車線にするというやり方では、道路の規格が小っちゃい、狭いのかなと思ひます。これは通常で言いますと、3~40 区画の分譲地の道路と同じ規格になるんですね。

これだけの事業をやるにしては、やはりもう少し違う、大きな道路、近隣の住民の方が、特に朝夕、交通渋滞に悩むことの無いような、そういう規格の道路をもう少し考えるべきではないかなと思ひ、そういうような要望があったものですから、この 2 項目については質問をさせていただきました。改善の余地があるのかどうか、ご答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） はい。まず 1 点目のご質問、一次発電、その後の二次発電、さらに農業用温室への排熱利用というような熱エネルギーを活用する仕組みづくりをしたかどうかということにつきまして、ご答弁申し上げます。

発電関連につきましては、以前にも議員からご提案をいただいております。ごみ処理広域化に際し、活用を検討しております循環型社会形成推進交付金の交付要件にも燃やさざるを得ないごみを燃やしたときに発生する熱を活かしてエネルギー回収をすることが求められております。

現在、実施しておりますプラントメーカーに対する見積提案依頼の中にも、エネルギー一回収することを求めておりますので、今後メーカーに対するヒアリング調査を行う際に、発電の方向性について確認させていただきたいと考えております。

続きまして、2番目の質問につきましてご答弁申し上げます。

先ほど、川澄議員に対するご質問にも答弁させていただきましたが、候補地のひとつとして、茨城美野里環境組合、新治地方広域事務組合敷地内が想定されます。ただし、詳しい内容等につきましては、今後検討されることとなりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

続きまして、道路につきましてご答弁申し上げます。

道路につきましては、石岡市東田中地内、石岡市道新田山・高浜線から小美玉市高崎地内の工業団地入口までの延長約1kmの区間の整備を計画しております。

道路の幅員は、標準的断面としましては、先ほど議員が申しました車道片側3mの2車線、計6m、歩道幅員2.5m、その他路肩や排水路幅などで、全幅約10.3mを予定しています。この幅員等につきましては、今年度実施した交通量調査により、道路構造令に基づいた整備幅員となっております。

また、ごみ処理施設入口付近につきましては、右左折車線を設け車道片側2車線を計画し、全幅約16.3mの幅員で整備し、道路での滞留が無いよう考慮している他、霞台敷地内におきましても、計量機を1台から3台に、施設内の滞留スペースも現在の20mから新施設では約250mを計画し、道路整備と施設敷地内整備を併せまして道路の渋滞をなくすよう計画しています。以上でございます。

○議長（山本進君） 17番・桜井信幸君。

○17番（桜井信幸君） はい。ありがとうございます。

この第1項目目の質問については、提案につきましては、できる限りエネルギー一回収という点から、あとこの事業が95%を国の補助金だという考えはまず捨てて、これだけの事業をなんとでもしても、他にない東京とか各地でやっている同じような事業、他にないような事業をこの霞台がやっていくべきだと、モデルになるような事業にするべきだなどと考えております。今後、そういう会社と検討していくということですから、そういうことも含めて強く検討材料としていただきたいと思います。

また、ごみの中継所については、新治広域のあの場所ということではなく、もっと利便性の高いところがあれば、必ずこれは中継所は必要になると思います。

たぶん、八郷の一番遠いところから来る方は、お年寄りだと1時間はかかると思います。特に高齢者問題、このお話しは高齢者から伺ったんですよ、どうなるんだということを含めると、やはりお年寄りの方は心配をしているのかなと思いますので、是非ともこれも検討していただきたいと思います。

また、この道路について、こういう断面図で規格が決まっているということではあります。もし可能であれば、待機所っていうんですかね、そういうものを何か所かつけていただけるようなことは考えられないのか、この点について、1項目目、2項目目は希望ですが、3項目目をたとえば、もっと広い道路ができないのであれば、もっと待避所みたいなものを作れないのかと。

特に気をつけなくてはならないのは、歩道部分、子供たちの通学路になってきますので、この安全は確実に守っていくべきであるなど、守っていただきたいなと思います。

そういうことから、待避所について考えていくことが可能かどうかご答弁をいただきまして私の質問を終わります。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） はい。待避所につきましては、もう少しあの狭い道路につきましては、あることは存じておるわけなんですけど、3種3級という道路になるわけなんですけど、これにつきまして待避所の規定があるかどうかにつきましては、今後勉強させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（山本進君） 以上で一般質問を終結します。暫時休憩します。

暫時休憩（15：57～16：06）

(議案質疑)

○議長(山本進君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案質疑を行います。質疑は通告順にこれを許します。

5番・小松豊正君

○5番(小松豊正君) 5番 日本共産党 小松豊正でございます。

議案第8号 平成27年度一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。

(1) 決算書14ページ, 3・民生費, 1項・社会福祉費, 1目・社会福祉施設費, 節・委託料, 支出済額1,147万7,050円についてでございますけれども、ここに14の委託のことがございますけれども、契約入札方法と委託先についてお伺いいたします。1回目の質問です。

○議長(山本進君) 総務課長・本田君。

○総務課長(本田俊行君) はい。それではご答弁申し上げます。

委託業務につきましては、随意契約により、契約しております。委託先については、当組合入札参加登録業者の中からから選定しております。

主な委託業務の契約先といたしましては、施設管理業務・シルバー人材センター、バス送迎業務・ロイヤル有限会社、浄化槽維持管理業務・石岡興業株式会社等でございます。以上です。

○議長(山本進君) 5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 今の説明だと地元の業者に委託されていると伺いましたけれども、日立造船の関連企業はありませんか。

○議長(山本進君) 総務課長・本田君。

○総務課長(本田俊行君) 白雲荘にはございません。以上でございます。

○議長(山本進君) 5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 14のを聞いているんだよ。

14の中での日立関連の企業があるかということをお伺いしております。

○議長(山本進君) 総務課長・本田君。

○総務課長(本田俊行君) はい。14業者の中で日立関係の業者ございません。

以上でございます。

○議長(山本進君) 5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) それでは次に移ります。

(2) 決算書20ページ, 款・衛生費, 項・清掃費, 目・塵芥処理費, 節・委託料, 予算現額, 4億2,026万5千円, 支出済額, 4億1,559万3,470円について、17の委託がありますけれども、契約入札方法と委託先についてお伺いいたします。

○議長(山本進君) 業務課長・比気君。

○業務課長(比気静君) はい。それではお答えいたします。

私からは、衛生費・塵芥処理費の委託料について答弁申し上げます。

委託契約のうち、各種測定検査業務・空調設備保守点検業務につきましては、指名競争入札により契約しております。また、そのほかの専門性及び継続性の高い業務につきましては、随意契約としております。その中でも、特に施設運転維持管理業務につきましては、5年間の債務負担行為により長期包括委託契約を締結しているものです。以上です。

○議長(山本進君) 5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 5年間の長期委託というのものもあるということでございますけれども、この中には震台を作った日立造船関係の企業はないですか。

○議長(山本進君) 業務課長・比気君。

○業務課長(比気静君) この17のなかにはございません。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） それでは、（3）ですけれども、決算書22ページ、款、衛生費、項、清掃費、目、施設整備費、節、委託料、決算済額、939万6千円について、施設整備基本構想及び地域計画策定業務委託の契約入札方法と相手先についてお伺いいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） はい。ご答弁申し上げます。

施設整備基本構想及び地域計画策定業務委託の業者選定につきましては、金額と業者の能力を総合的に判断して業者選定できる公募型プロポーザル方式を実施し、その最優秀者と随意契約により契約を行っております。

契約の相手先につきましては、株式会社エイト日本技術開発でございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・松豊正君。

○5番（小松豊正君） 2回目の質問ですけれども、地域計画策定業務というのは、もう少し具体的に内容についてお伺いいたします。また、何人で仕事をしているのか。それからエイトという言葉が出てきましたけれども、どういう性格の会社なのか、従業員数と仕事の内容についてお伺いいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） はい。まず、地域計画につきましてご説明申し上げます。地域計画につきましては、国の補助金、循環型社会形成推進交付金をいただくために申請する書類でございます。また、エイトにつきましての従業者数等につきましては、把握はしておりません。以上でございます。

○議長（山本進君） 先ほどの比気課長のご答弁について訂正があるので、これを許します。

○業務課長（比気静君） はい。先ほどですね、小松議員さんに17項目のうち、日立造船はないと申しましたが、長期包括委託、これは日立造船系列と締結しております。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 2回しか質問ができないんですけど、質問したいことがあるんですけども。

次に（4）ですが、同じく22ページ、節・負担金補助及び交付金、派遣職員給料等負担金3,987万5,815円について、派遣職員に対する給料を払っているわけですね、霞台として。派遣元の企業はなんていう会社ですか。それから人員、それから派遣元から派遣されてくる場合の派遣元も給料を払うと思うんですけども、霞台でも給料を払うんですか、負担割合はどうなっているんですかお伺いします。

○議長（山本進君） 総務課長・本田君。

○総務課長（本田俊行君） はい。派遣職員につきましては、組合構成市町であります、石岡市2名、小美玉市2名、かすみがうら市1名、茨城町1名の合計6名になります。負担割合につきましては、均等割合でございます。以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） そうするとここに書いてあるのは企業じゃなくて、4市町ということなんですね。はいそれは理解いたしました。

次に、（5）に移ります。決算書、4ページ、歳入歳出差引残高、4,081万5,837円、これが平成27年度でいうと、帳簿上、歳入があって歳出があって、その残高が4,081万5,837円。まあ黒字というか、そういうことだと思うんですけども、この活用はどうされるんですか。4,000万黒字になったと、この黒字をどのように活用を考えていますかお伺いします。

○議長（山本進君） 総務課長・本田君。

○総務課長（本田俊行君） はい。答弁申し上げます。

平成 27 年度の歳入歳出差引残高 4,081 万 5,837 円に対して、平成 28 年度の当初予算に計上した繰越金の金額は 2,376 万 4 千円となっております。このため、予算額に対して 1,700 万円ほど多く繰越金が収入されたため、平成 28 年度の予算執行状況を精査し、今後かかる剰余分については、今年度負担金と精算することを含め構成市町と協議して決定したいと考えております。以上でございます。

○議長（山本進君） 5 番・小松豊正君。

○5 番（小松豊正君） 2 回目の質問ですけれども、これまでもこういうふうにいわれる黒字が出た場合は、一定は必要な繰越をして、残りは要するに簡単なことを言えば、4 市町からもらいすぎたと、余ったので、返すことも考えてやってきたし、今回もそうするという事ですか。

それから、この基金とか、あるいは引当金とかはないと思うけど、基金は残高はどうなっていますか。霞台として、平成 27 年度末の。

○議長（山本進君） 事務局次長・佐藤君。

○事務局次長（佐藤博之君） はい、お答えいたします。

繰越金の中には整備事業が始まりまして、より複雑な負担割合が入ってきています。ただし、27 年度の繰越金については、ほとんどが衛生費の塵芥処理費、こちらで歳入歳出、歳入のほうではごみ処理手数料、ないし、有価物の売り上げが予算に比べてかなり多く収入されたということと、支出のほうで、入札差金といいますか、そういうところでの残金が出て、その差引の差が大きかったというのがほとんどでございます。ですから、見込みました 2,300 万円に対しまして、1,700 万円ほど多く収入されたほとんどの要因は、塵芥処理費によるものということになってはいますが、来年度以降については、新しい整備事業の金額も大きくなってきますので、その辺のところは細分化した繰越金の内訳を算出しまして、構成団体と協議してまいります。

次年度の繰越金に反映させているか、もしくは当該年度で構成団体と清算するか、その辺も含めて構成市町と協議したいと思っております。

○議長（山本進君） 以上で議案質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

（討論）

○議長（山本進君） 5 番・小松豊正君。

○5 番（小松豊正君） 5 番・日本共産党の小松豊正でございます。

議案第 8 号平成 27 年度一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

平成 27 年度一般会計歳入歳出決算の特徴は、3 市 1 町によるごみ処理場建設の広域化についての関係住民への周知の不徹底、広域化はごみ減量化に相反するものと根本的な批判が広がる中で、住民の理解等納得が得られないまま、広域化を強行した最初の決算となります。

広域化のために分担金及び負担金が、6,154 万 4 千円増加し、広域化の整備事業費が 6,304 万 1 千円支出されました。広域化を強行した最初の決算に反対をいたします。議員各位の賛同をお願いいたしまして、議案第 8 号平成 27 年度一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論といたします。どうぞご賛同よろしくをお願いいたします。

○議長（山本進君） 次に、12 番・川澄敬子君。

○12 番（川澄敬子君） 12 番・川澄です。

私も議案第 8 号平成 27 年度一般会計歳入歳出決算認定について反対します。

広域ごみ処理施設の建設について、住民の理解が十分得られてないし、周知も十分とは言え中で、大型のごみ処理施設の建設を進めるための、歳入歳出決算が行われたことは問題です。ごみの削減は地球温暖化防止に有効です。日本では燃やして埋めるごみ処理が定着していますが、高温で燃やせばそれだけ二酸化炭素の排出量が増えます。もっとも大切なことはごみの排出抑制減量化です。それによって焼却量が減らせ、結果として、大気に有害な物質を排出しないで済むばかりか、海や山に埋め立てる灰の量を減らすことができます。燃やしても埋立てても、それによって引き起こされる環境リスクは結果として全て人間に戻ってきます。現世代だけでなく、次世代にもリスクを残すことになってしまいます。今必要なのは、いかにごみを減らすことができるか、環境を守れ

るかの基本的な考え方を住民とともに考え、話し合うことだと思えます。そのことによりおのずと大型のごみ処理施設ではなく、現在ある施設の長寿命化を図る、あるいは、新設するにしても、もっと規模の小さなものにすることができないのでしょうか。管理者の皆さまの再考を求めて討論を終わります。

○議長（山本進君） これより採決に入ります。

議案第 8 号・平成 27 年度霞台厚生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（山本進君） 以上で、今定例会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 28 年度霞台厚生施設組合議会第 2 回定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。

午後 4 時 3 5 分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長

霞台厚生施設組合議会

署名議員

署名議員
